

沖縄県環境審議会の傍聴者心得

1 次の事項を守って下さい。守らない場合は、沖縄県環境審議会の審議会場への入場を許可しないことがありますので、気をつけて下さい。

- (1) 審議会場への入場のときは、係員の指示に従うこと。
- (2) 銃器、棒、プラカード、旗、かさ、拡声器、笛、ラッパ、太鼓等を審議会場へ持ち込まないこと。
- (3) 酒気等を帯びて審議会場へ入場しないこと。

2 沖縄県環境審議会の会議を傍聴する場合は、次の事項を守って下さい。守らない場合には、退場していただく場合があります。

- (1) 決められた場所で傍聴すること。
- (2) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法で公然と可否等を表明しないこと。
- (3) 審議会場では、はち巻、腕章、たすき、ヘルメット等を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕等を掲げないこと。
- (4) 審議会場において、写真等の撮影や録音等は行わないこと。
ただし、会長が事前に認めた場合は、この限りではない。
- (5) その他審議を乱したり、審議の妨害となるような行為をしないこと。